

青森県報

第九百十八号

令和七年
五月二十六日
(月曜日)

目 次

告 示

○保安林の指定……………(林政課) ……一

○右 同……………(同) ……一

○右 同……………(同) ……二

○特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……二

公 告

○県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定……………(農村整備課) ……三

選挙管理委員会

○病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び
保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホ
ム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正…(事務局) ……三

公安委員会

○青森県警察緊急配備指揮支援システム増設装置賃借契約
に係る一般競争入札……………(会計課) ……三

告

示

青森県告示第三百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

令和七年五月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 保安林の所在場所

下北郡東通村大字尻屋字八峠二の四一

二 保安林指定の目的

飛砂の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び東通村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第三百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

令和七年五月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 保安林の所在場所

下北郡風間浦村大字易国間字ニタ川二の二・三三の三から三三の五まで・三三の
一三・三三の八八（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係
る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林
水産部林政課及び風間浦村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第三百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、
次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用す
る同条第一項の規定により告示する。

令和七年五月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 保安林の所在場所

下北郡風間浦村大字下風呂字滝ノ上六の二、字落ノ上一一の二

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係
る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び風間浦
村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第三百二十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百八条第二項の規定により次
の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する
要件に適合すると認めたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項
の規定により公示する。

令和七年五月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
下北郡風間浦村大字易国間字家ノ上一六の 四五 金田一 近只	風間浦第二区域 風間浦漁業協 同組合の地区	総トン数十トン 以上の漁船未 満の漁船に て、主として かつり漁業
下北郡風間浦村大字易国間字新町二五の八 岩谷 亮一	易国間の区域	同上
下北郡大間町大字大間字下手道二五の六 新田 慶次郎	大間区域 大間漁業協 同組合の地区	同上
下北郡大間町大字大間字細間二三の三五 伊藤 広幸	同上	同上

公 告

県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、金左衛門地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（緊急防災工事））の緊急防災工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この緊急防災工事計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この緊急防災工事計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、緊急防災工事計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和七年五月二十六日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 縦覧に供する書類

緊急防災工事計画書の写し

二 縦覧の期間

令和七年五月二十七日から同年六月十六日まで

三 縦覧の場所

青森県庁農村整備課ウェブページ

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十九号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第四百四号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように

改正する。

令和七年五月二十六日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴 岡 真 治

一の表中

芙蓉会病院

〃 大字雲谷字山吹九三の一

を

医療法人芙蓉会 こころのケアセンターふよう

〃 大字雲谷字山吹九三の一

に、

二の表中

特別養護老人ホームえんぶり物語

〃 〃 大字河原本字見立山六の二

を

特別養護老人ホームリハビリパークえんぶり物語

〃 〃 大字河原本字見立山六の二

に改める。

公安委員会

青森県警察緊急配備指揮支援システム増設装置賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和七年五月二十六日

青森県警察本部長 小野 寺 健 一

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における搬入、設定、保守、撤去等を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

青森県警察緊急配備指揮支援システム増設装置 一式

二 賃貸借期間

令和八年三月一日から令和十三年二月二十八日まで。ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。

三 設置場所等

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和五年六月十二日青森県告示第四百四号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和六年二月十三日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和七年二月十日青森県告示第六十号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付された者であること。

3 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該排除要請が継続している者でないこと。

5 納入する装置について、青森県警察本部で示した仕様を満たすこと及び履行体制等が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札に参加しようとする者は、申請書に係る書類を添えて、令和七年六月十三日までに青森県警察本部長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができ

ないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市新町二丁目三の一
青森県警察本部会計課調度係
電話 〇一七―七二三―四二一一

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市新町二丁目三の一
青森県警察本部会計課調度係
電話 〇一七―七二三―四二一一

2 入札書の提出期限

令和七年七月七日 午前十時二十分

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一
青森県警察本部二階会議室
令和七年七月七日 午前十時三十分

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第一項第二号の規定により免除とする。

八 契約保証金に関する事項

賃貸借期間中初年度の契約金額（翌年度以降は各年度の契約金額）の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部の納付を免除することとし、翌年度以降の各年度についても同様とする。

1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じとする契約を二回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

九 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者

とする。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札説明書により義務付ける入札参加者の義務を果たさない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち一か月分に相当する金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約金額

落札価格をもって令和七年度の契約金額とする。ただし、令和八年度から令和十一年度の契約金額は、落札価格に十二を乗じた額（当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とし、令和十二年度の契約金額は、落札価格に十一を乗じた額（当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Emergency deployment Command and support system lset

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

10:20 A.M. July 7th, 2025

3 Contact point for the notice:

Supply Section
Finance Division,
Aomori Prefectural Police HQ
2-3-1 Shinmachi
Aomori City, Aomori 030-0801
Japan
TEL 017-723-4211

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県号	
(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一番七 東奥印刷株式会社	
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚三付二十一円七十銭